

恵庭市不動産流通サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、恵庭市（以下「市」という。）と恵庭市内不動産業者が連携し、市内の不動産の利活用と空き家発生の抑制に取り組むために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象不動産とは、次の要件を全て満たすものをいう。
 - ア 市内に所在する土地又は建物をいう。ただし、事業の用に供するもの及び集合住宅は除く。
 - イ 所有者が個人であるもの。
 - ウ 市街化区域に存するもの。
- (2) 不動産所有者とは、次の要件の全てを満たす者をいう。
 - ア 空き家・空き地又は住居の所有者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(登録事業者の募集)

第3条 市は、市内に事業所を有する不動産事業者（以下「事業者」という。）に対して、登録事業者の募集を行うものとする。

- 2 登録事業者とは、次の各号の要件の全てを満たすものをいう。
 - (1) 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会北海道本部に加盟し、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者で、恵庭市内に事業所を有していること
 - (2) 本要綱に定める目的に賛同し、市に協力する事業者であること。
 - (3) 本要綱に定める事項に反することがなく、本条第3項に定める申込みをし、審査の結果、登録可となった事業者であること。
 - (4) 代表者、役員及び従業員が、暴力団又は暴力団員でない者並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
 - (5) 関係する法令等を遵守し、個人情報取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の適切な管理に努めること。
 - (6) 事業者登録申請時点において、恵庭市税に滞納が無いこと。

- 3 登録事業者に応募しようとする事業者は、空き家情報を利用した空き家対策に誠意をもって取り組むことを誓約の上、恵庭市不動産流通サポート事業者登録申請書（様式第1号）及び誓約書兼同意書（様式第2号）並びに個人情報外部提供申出書（個人情報保護法第69条関係）市へ申込むものとする。

（登録手続き等）

第4条 市は、前条第3項に規定する書類の提出を受けた場合は、前条第2項に規定する登録事業者の要件を満たしているかを審査し、要件を満たしているときは、恵庭市不動産流通サポート登録事業者名簿（以下、「名簿」という。）に登録し、その旨を事業者登録結果通知書（様式第3号）及び保有個人情報外部提供決定通知書（個人情報保護法第69条関係）により、応募した事業者に通知する。

- 2 登録事業者は、登録内容に変更が生じたときは、登録事項変更届（様式第4号）を市へ届け出るものとする。

- 3 登録事業者は、登録事業者としての登録を抹消したいときは、登録抹消届（様式第5号）を市へ届け出るものとする。ただし、対応中の案件がある場合は、不動産所有者に不利とならないよう対策を講じること。

（不動産所有者の募集）

第5条 市は、本要綱に定める事業内容を不動産所有者へ周知し、本事業活用希望者を募集するものとする。

（不動産所有者による申込）

第6条 不動産所有者は、本事業の活用を希望する場合、恵庭市不動産流通サポート事業利用申込書兼個人情報外部提供同意書（様式第6号）（以下「申請書」という。）により、市へ申込むものとする。

（不動産情報の外部提供）

第7条 市は、前条に規定する申請書が提出された場合、不動産所有者が選択した登録事業者に不動産の市場への流通に関し必要となる個人情報（以下、「流通に関する個人情報」という。）を提供するものとする。

（不動産所有者への相談対応）

第8条 前条の規定により、流通に関する個人情報の提供を受けた登録事業者（以下「取扱事業者」という。）は、市から提供を受けた日から1週間以内に、当該対象不動産取扱いの可否を不動産所有者へ口頭で報告する。

- 2 前項に規定する場合において、当該対象不動産の取扱いを可とした取扱事業者は、不動産の利活用に向けて不動産所有者の相談に速やかにかつ誠実に応じるものとする。

- 3 取扱事業者は、不動産の利活用に関する相談対応の中で、内容に応じ費用が発生する場合は、不動産所有者に対し事前に費用の詳細について説明し、同意を得るものとする。

- 4 市は、取扱事業者と不動産所有者の交渉には一切関与しない。

(市への報告)

第9条 取扱事業者は、市から流通に関する個人情報の提供を受けた日から1週間以内に(様式第7号)により当該不動産の取扱い可否を市へ報告するものとする。

2 取扱事業者は、取扱いを可とした不動産について不動産所有者との相談結果を、相談対応終了後から2週間以内に(様式第7号)により市へ報告するものとする。

3 取扱事業者は、取扱いを開始した不動産について、市から報告を求められたときに2週間以内に(様式第7号)により市へ報告するものとする。

(事業内容の変更、停止等の周知)

第10条 市は本事業の内容を変更、廃止等をする場合は、登録事業者及び不動産所有者に対し周知するものとする。

(苦情又は紛争の処理)

第11条 本事業の実施に関して、取扱事業者と不動産所有者の間で苦情もしくは紛争が発生した場合、当事者同士それぞれの責任において誠実に対応し、速やかに解決を図るものとする。

2 前項において、取扱事業者は、直ちに市へ状況を報告するものとする。

3 市は、本条第1項の問題が発生した場合、必要に応じて途中経過を取扱事業者に(様式第7号)により報告を求めることができる。

4 市は、本条第1項の問題が発生した場合、必要に応じて取扱事業者と不動産所有者に助言を行うことができるものとする。

5 市は、取扱事業者の責めに帰する事由により本条1項の問題が発生した場合は、名簿から当該取扱事業者を抹消するとともに、その旨を市ホームページにて公開をする。

6 取扱事業者は、本条第1項の問題が解決した場合、(様式第7号)により市へ速やかに報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 取扱事業者は、本事業の実施により取得した流通に関する個人情報について、個人の権利利益を侵害することのないように適正に取扱い、またこの要綱の業務を処理する目的以外に利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱に疑義が生じたときは、市が定めるものとする

附 則

この要綱は 令和6年2月22日から実施する。